

消費生活にゅーす



兵庫県丹波県民局県民交流室 県民課(消費者センター)
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原5600 (TEL 0795-72-0690)

消費者月間講演会



平成30年度消費者月間統一テーマは「ともに築こう 豊かな消費者会～誰一人取り残さない～」です。

テーマにちなみ、当センターでは平成30年5月19日(土)に、筧法律事務所の筧宗徳先生を講師にお招きし、法律の専門家の見地から先生の豊富なご体験に基づくエピソードを交えて「身近な消費者トラブルとその対処」について、ご講演いただきました。



街頭啓発の実施



消費者月間講演会の後は、くらしの安全・安心推進員が丹波地域の大型店舗に出向き、買い物客に消費生活センターの電話番号の入った啓発資材を配り「みんなでなくそう、悪質商法」と呼びかけ街頭啓発を行いました。



消費生活トピックス



仮想通貨に関するトラブル

「仮想通貨」とは、物品やサービスの支払い等に使用することができ、交換や売却も可能な財産的価値で、インターネットを通じて電子的に取引されるものと定義づけられています。

日本円やドルなどのように、国がその価値を保証している「法定通貨」ではなく、発行者や管理者がない点から預金や電子マネーとも異なります。

この仮想通貨をめぐるトラブルが、増加中です。「仮想通貨を購入したが、購入完了のメールが来ない」「儲かると知人に誘われ購入したが、説明と話が違う」「SNSで知り合った人から、仮想通貨事業への投資を勧められ、運営組織にお金を振り込んだが、返金を申し出たところ連絡が取れなくなった」といった事例があります。

仮想通貨の取引を行う場合は、仮想通貨交換業者の登録の有無を必ず金融庁・財務局のホームページで確認してください。

仮想通貨に関連付けた投資話は、実態把握が難しく将来的に適切な取引がなされるか不明であり、配当の仕組みを調べることなどが困難です。親しい人からの誘いであっても、安易に乗らないようにしましょう。

～消費者教育教材貸出のお知らせ～

特別支援学校（高等部）の生徒さんたちに、楽しみながら消費者力を身に付けてもらうため、センターでは次の6つの教材を貸し出します。

- ・「悪質業者に負けんぞう！スゴロク～若者編～」
- ・「楽しいやりくり」
- ・「賢く使おう！ネットとスマホ」
- ・「どんなおやつ食べてるの？」
- ・「TPOってな～に？」
- ・「リサイクルDEシンプルライフ」



※これらの教材は、学童保育や子ども会など、地域の小学生向けにご利用いただくことも可能です。

～消費生活出前講座のご案内～

丹波地域の消費者被害を未然に防ぎ被害者を出さないために、センターでは、無料の「消費生活出前講座」を実施しています。

講師は、丹波県民局が委託をした消費者教育実践グループSno（消費の王様）が、みな様の所へ出向いて、大型すごろくゲームやクイズを多用した講演などを行います。

【教材貸出・出前講座のお問合せ】 県民課（消費者センター）丹波の森公苑内

TEL：0795-73-0690